

熊本市立小・中学校  
「部活動の指針」

令和元年（2019年）10月  
熊本市教育委員会



## 目 次

はじめに	1
1 小・中学校における部活動について	2
2 指導方針の確立	2
3 部の設置と位置付け	3
4 指導者	4
5 指導	5
6 保護者	5
7 経費	6
8 練習、練習試合及び大会(コンクール)等について《小学校》	6
9 練習、練習試合及び大会(コンクール)等について《中学校》	7
10 中学校における学校教育活動以外の運動競技について(社会体育)	8
【別紙】	
熊本市立小・中学校「合同運動部活動」実施要項	10

## はじめに

心身の成長の過程にある青少年期において、スポーツや文化及び芸術に親しむことは、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神や豊かで潤いのある人生を育むための感性を養い、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と豊かな人間性を育む基礎となるものです。

このようなことから、熊本市においては学校教育活動の一環として、小・中学校で学校の実情に応じた部活動が行われてきました。

しかしながら、学校教育活動の一環としての活動に加え、社会教育の活動も行うという二面性を有していることから、練習の長時間化や休日の活動回数の増加等の過熱化する傾向や教員としての業務や学校運営への影響等、様々な課題が指摘されてきました。

運動部活動については、国において、平成25年5月に有識者による運動部活動の在り方に関する調査報告書がまとめられ、これをもとに今後の運動部活動での指導を行うに際して考慮すべき基本的な事項、留意点などをまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」が策定されました。

これを受け、熊本県では、平成27年3月に「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」が策定され、小学校の運動部活動の社会体育移行に関する方向性が示されました。本市では、平成26年7月に学校関係者による検討部会を設置し、保護者、教職員対象のアンケート結果や、関係団体から聴取した意見等を踏まえながら、「小学校運動部活動の在り方」について検討を行い、平成28年9月、小学校の運動部活動について、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するための見直しを行うための取組方針を決定し、これをもとに市立小学校の「運動部活動の指針」の改定を行い、平成31年（2019年）4月1日に施行しました。

また、文化部活動については、文化庁において、平成30年6月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を設置し、文化部活動の特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ検討を進め、平成30年12月に望ましい文化活動の在り方を示した「文化部活動<sup>1</sup>の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

これを受け、本市では、平成30年11月に学校関係者による「文化部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、教職員対象のアンケート結果、関係団体から聴取した意見等や「運動部活動の指針」を踏まえながら、小・中学校文化部活動の在り方

---

1 「文化部活動の在り方に関するガイドライン」を受け、本指針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

について検討を行い、平成31年3月に取組方針を決定し、これをもとに市立小・中学校の「文化部活動の指針」を作成しました。これは、文化部活動の特性をふまえた部分もありながら、基本的に運動部活動の指針に沿ったものでした。そのため、今般、運動部活動の指針と文化部活動の指針を統合し、ここに「熊本市立小・中学校『部活動の指針』」として改めて示すものです。

部活動の活動状況は各校で異なり、地域の実情も多種多様であるので、各校の実情に応じて取組を進めることが重要です。

教育委員会としましては、この指針のもとに、子どもの発達段階に応じた適切で効果的な部活動を推進することを支援してまいります。

## 1 小・中学校における部活動について

部活動は、学校教育活動の一環として、児童生徒にスポーツや文化及び芸術の楽しさや喜びを味わわせ、体力の向上や健康の増進を図り、心豊かな感性を育むとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を養うなど、きわめて有意義な役割を担っている。これから、より激しい変化が予想される社会に対応できる人間性や創造性を培うためには、部活動の果たす役割がますます重要になる。

しかし、一部では、教育活動としての本来の姿が見失われ、対外試合中心の、また勝つことのみを目指した技術中心の活動や、過度に大会やコンクールの入賞を目指した技術面に偏った活動が行われたり、長時間の練習や休日がとれないことによる疲労の蓄積やスポーツ障害、バーンアウト等の課題が生じたりするなど、その意義が損なわれかねない状況が生まれていることも否めない。

また、指導できる教員の不足や負担感にあわせ、児童生徒や保護者の部活動に対する様々な要望に対応できない等の課題もある。

そこで、各学校では、児童生徒にとって魅力ある部活動を推進し、課題解決に向けて本指針を規準としてとらえ、学校の指導方針を見直し、関係者の共通理解を図ることが必要である。

指導にあたっては、児童生徒の心身の発達の特性をとらえて行うこと特に、身体的発達を科学的にとらえた適切な内容と方法を考慮することと、児童生徒の立場に立って、その興味、関心、意欲を大切にすることが重要である。

## 2 指導方針の確立

部活動の指導にあたっては、学校教育の立場から、その運営が一部の教員や保護者、外部指導者の意思で行われることなく、部活動にかかわる全員の共通理解と協力により、学校としての指導方針に従って行う必要がある。

校長は、自校の部活動運営方針を直接、教員や児童生徒、保護者、外部指導者（教員外指導者）に対し説明する機会を設けることが重要である。

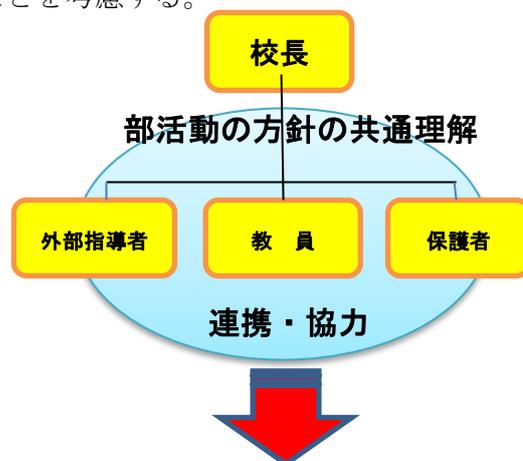
指導方針は、各学校の教育目標、実態や地域性に沿いながら、運動や文化及び芸術を愛好する心を育み、技能を伸長させるとともに、健全な身体的、精神的発達を図り、望ましい社会的態度を育成することをめざして行われるべきであり、次の事項に配慮する。

- (1) 児童生徒の自主性を尊重するとともに、指導者が適切な指導を行うようにする。
- (2) 一部の児童生徒に限ることなく、多くの児童生徒に活動の機会が与えられるようにする。
- (3) 技術のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の人間関係を深め、明るい雰囲気づくりに努める。

### 3 部の設置と位置付け

部活動は学校教育活動であり、学校の教育計画の中に明確に位置付ける必要がある。また、部の運営にあたっては、次のようなことを考慮する。

- (1) 校長は、学校の部活動方針を策定し、部活動総会や学校のホームページで周知するなど、部活動にかかわる教員や児童生徒、保護者、外部指導者に対し、方針の共通理解をはかる。
- (2) 校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整える。
- (3) 指導にかかわる教員の負担を軽減するために複数指導体制等の取組を行う。
- (4) 女子部員の多い部の指導については、学校内だけでなく、外部人材の活用等により、女性を含めた複数指導体制が望ましい。
- (5) 部活動を校務分掌に位置付け、指導内容の充実、児童生徒の安全確保、教員の長時間勤務解消等の観点から主たる指導を行う者に負担が集中しないよう配慮する。
- (6) 小学校においては、多くの種類の運動に親しみ、運動の習慣化を図るために、「総合運動部」を原則設置し、そのねらいに鑑みて活動内容や実施形態等を工夫する。



児童生徒にとって望ましい部活動

- (7) 部員数の減少により、一つの学校だけでは部の活動が困難で、活動の成果が十分期待できない等の問題がある場合は、近隣校等の連携・協力により「合同運動部」の設置ができる。(熊本市立小・中学校「合同運動部活動」実施要項)<sup>2</sup>

## 4 指導者

### (1) 顧問

各部の顧問は、教員および部活動指導員<sup>3</sup>をもって充てる。部活動指導員のみを顧問とする場合は、校内の連絡調整及び指導計画等の作成を支援する教職員等を担当に充てる。

※部活動指導員とは、必要な研修を受けた市教委が雇用する非常勤職員で、中学校のみの配置とする。

### (2) 外部指導者

教員・部活動指導員以外に指導者を求める場合には、教育に対しての理解と指導者としての資質を備えた人を校長が外部指導者として委嘱する。委嘱に際して、部活動への理解や熊本市部活動の指針、学校の指導方針、練習日や時間、委嘱期間等の確認を行う。さらに、学校は、委嘱した指導者に教育委員会等主催の研修会を受講させるよう努める。中学校における外部指導者は学校教育への理解、熊本市部活動の指針や学校の規約等の遵守を条件とし、校長が認めた活動において単独の指導・引率を可能とする。

### (3) 部活動指導者の要件（教員・部活動指導員・外部指導者）

- ①学校の部活動方針に沿って指導すること。
- ②児童生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て、指導すること。
- ③安全には十分配慮して指導すること。
- ④緊急時の対応に備えておくこと。
- ⑤勝利至上主義や、大会（コンクール）等入賞に偏った指導に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導すること。
- ⑥日頃から保護者、学級担任等との連携を図り、相互理解に努めること。
- ⑦体罰、セクハラ行為の禁止はもちろんのこと、指導中の言動に十分注意すること。

### (4) 指導にあたっての禁止事項

- ①密室における1対1での個別指導

---

2 部活動の指針と別に10ページ【別紙】に記載。運動部活動において、近隣校間で連携し、部活動を合同で維持していくための「合同運動部」実施のための要項である。

- ②マッサージ（指導者から児童生徒、児童生徒から指導者へのマッサージ）や児童生徒へのセクハラ行為
- ③児童生徒への体罰や暴言
- ④不明瞭な金銭の管理と使用
- ⑤その他、適正な部活動の推進を阻害する行為

## 5 指 導

指導にあたっては、校長を中心に、部活動担当者はもちろん、学級担任その他全職員が連携を密にし、相互の協力態勢を整え、活動状況や活動の実態を十分掌握し、さらに保護者とも連携を保ちながら活動を進めるよう配慮することが大切である。

また、各指導者が児童生徒の技術的要求に応えながら部活動の運営を図るための方策として、次のようなことが考えられる。

### (1) 合同練習会、指導者間交流の推進

積極的に近隣校との合同練習会を実施することは、専門的な指導を受ける機会となり、活動場所の確保にもつながる。

※活動に際しては、事前に顧問が校長に承認を得るようにする。

### (2) 部活動に関する研修会への積極的な参加

## 6 保護者

学校において、各部の顧問、指導者、保護者代表を交えた部活動に関する会議を定期的に設けるなどして、部活動に対する理解と協力を図る。また、情報を交換し、学びあい、部活動に関する諸問題の防止や解決につなげる。

### (1) 望ましい保護者の姿

- ①学校の方針を理解し、協力する姿勢をもつ
- ②無理な活動を児童生徒や指導者に強要しない。
- ③日頃から学校、指導者との連携を図り、相互理解に努める。

---

3 学校教育法施行規則第78条の2に「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については準用。）と明記され、部活動指導員は、学校職員として部活動の顧問に就任し、実技指導や大会等への単独引率等ができることが制度化されている。

## 7 経費

部活動の経費については、各学校の予算の範囲内において運営の工夫に努める必要がある。そのうえで、受益者負担の原則から、ある程度の活動負担はやむを得ぬものであるが、必要かつ最小限度の負担にとどめるようにする。

なお、各部の決算状況を学校や部活動振興会でまとめるなどして、学校が各部の予算、決算についてもかかわるようにする。

## 8 練習、練習試合及び大会(コンクール)等について《小学校》

小学校の部活動は、児童の発達段階から考え、運動や文化及び芸術の楽しさや喜びを味わわせ、心身の健やかな発育や、心豊かな成長を促進させることが大切である。特に、活動については、児童がゆとりのある自由な時間が確保できるよう工夫し、効率化を図るようにする。

### (1) 練習日

- ① 1週間の練習日は3日以内とし、休養日を4日以上設ける。
- ② 土・日曜日、祝日は、原則として休養日とする。特に第1日曜日については、一切の活動をしない完全休養日とする。土・日曜日、祝日に練習する必要がある場合は、児童の発達からみて無理のない範囲で練習する。大会(コンクール)等で土・日曜日、祝日のすべてを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。
- ③ 長期休業日の練習は、その意義をふまえ、ある程度のまとまった休養日を受け、児童に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機会をつくる。なお、ゴールデンウィーク(大型連休)等も、児童が家庭で余暇を楽しむことができるよう配慮する。
- ④ 活動計画については、前月末までに顧問が校長に提出し承認を得るようにする。また、活動計画についてはホームページに掲載し、公表する。

### (2) 練習時間

- ① 平日の練習時間は、1時間30分以内(準備及び後片付けを含む)とする。
- ② 土・日曜日、祝日、長期休業日に練習する必要がある場合、練習時間は、長くとも2時間程度(準備及び後片付けを含む)とする。
- ③ 特に、冬季においては日没時間を考慮し、児童の安全な帰宅を優先する。

### (3) 練習試合(運動部活動のみ)、大会(コンクール)等への参加

- ① 練習試合の範囲は、市域内とする。
- ② 練習試合、大会(コンクール)、地域行事等への参加は、児童の発達からみて無

理のない範囲とし、合わせて月2回以内とする。

③運動部活動においては、小学校体育連盟の主催又は共催の大会並びに市の主催事業のみに参加できる。

④参加に際しては、事前に顧問が大会（コンクール）名、期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

#### （4）部活動対象学年及び入部

入部は、4年生以上を原則とする。ただし、学校の実情に応じて校長が認める場合には、3年生以下を入部させることができる。また、活動に際しては、児童の負担にならないよう体力や安全面に配慮し、用具や指導内容を工夫しながら、運動や文化及び芸術の楽しさを十分に味わうことができるようにする。

#### （5）児童の安全確保

活動中は、常に児童の健康状態を把握し、安全確保を最優先とする。大雨、高温、落雷などの気象状況、光化学スモッグ、PM2.5などの大気汚染、台風、地震などの災害により児童の安全確保が困難な場合は、速やかに中断、中止など必要な対応を行う。

## 9 練習、練習試合及び大会（コンクール）等について《中学校》

中学校の部活動は、スポーツの持つ競技性や文化・芸術の表現性に触れ、より高い技術や表現に挑戦したり、規律や連帯、責任感などを培ったりすることができる。そのため、生徒の自主性や自発性を発揮させ、体力の向上や健康の増進や、心豊かな感性を育むことに資するよう活動を工夫することが大切である。

特に、運動部活動においては、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることや過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解することが大切である。技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入などにより短時間で効果が得られるような指導を行う。

#### （1）練習日

①原則として、1週間の練習日は5日以内とし、休養日を2日以上設ける。

②日曜日、祝日は、原則として休養日とする。特に第1日曜日については、一切の活動をしない完全休養日とする。日曜日、祝日に練習する必要がある場合は、生徒の発達からみて無理のない範囲で練習する。大会（コンクール）等で土・日曜日、祝日のすべてを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。

③長期休業日の練習は、その意義をふまえ、ある程度のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えるとともに、指導者自身もリフレッシュできる機

会をつくる。

④活動計画については、前月末までに顧問が校長に提出し承認を得るようにする。また、活動計画についてはホームページに掲載し、公表する。

(2) 練習時間

①平日の練習時間は、原則として2時間以内とする。

②土・日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、原則として3時間以内とする。

③特に、冬季においては日没時間を考慮し、生徒の安全な帰宅を優先する。

(3) 合宿練習

合宿練習については、特に必要な部分のみ、事前に顧問が校長に届けて承認を得る。その際、生徒の心身の発達や健康状態、保護者の負担等を十分考慮する。期間は3泊4日を限度とする。特に、女子の場合は、保護者が付き添うようにする。

(4) 練習試合（運動部活動のみ）、大会（コンクール）等への参加

①練習試合の範囲は、原則として、県域内とする。

②練習試合、大会（コンクール）、地域行事等への参加は、生徒の発達から見て無理のない範囲とし、合わせて月3回以内とする。

③部活動が学校教育活動の一環として行われる以上、その参加の決定には学校が主体性をもち、生徒の日常生活に支障をきたさないよう、教育的な配慮のもと選択・決定する。学校教育活動としての運動競技は【別表1】のとおりである。

④参加に際しては、事前に顧問が大会（コンクール）名、期日、会場、引率責任者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

(5) 生徒の安全確保

活動中は、常に生徒の健康状態を把握し、安全確保を最優先とする。大雨、高温、落雷などの気象状況、光化学スモッグ、PM2.5などの大気汚染、台風、地震などの災害により生徒の安全確保が困難な場合、速やかに中断、中止など必要な対応を行う。

## 10 中学校における学校教育活動以外の運動競技について（社会体育）

(1) 大会参加については年度当初に計画を立て、練習試合を含め、生徒にとって負担過重にならないよう精選する。

(2) 大会参加は、保護者が責任を負うものであり、スポーツ傷害保険等に加入のうえ参加する。

(3) 国外において開催される大会等に生徒が参加する場合、校長は教育委員会に報告書を事前に提出する。

【別表1】学校教育活動として認められる大会の範囲（中学校）

大会	学校区分	学校体育団体	開催地域及び参加回数		
			熊本市域内	県大会	九州大会 全国大会
国、県、市、中体連が主催又は共催	中学校	中学校体育連盟	主催1回程度 共催2回程度	主催1回程度 共催2回程度	各競技について1回程度 (参加資格を得た学校)
その他	下記の①かつ②を満たした条件で行われるもの ①地域要件（試合〔大会〕の行われる場所）・・・熊本県域内 ②試合（大会）の回数・・・練習試合も含めて月3回以内				

**参考**

【資料1】小学校部活動の練習日、練習時間、練習試合、大会（コンクール）等の範囲と回数

	運動部活動	文化部活動
練習日	週3日以内	
休養日	週4日以上	
練習時間(準備及び後片付けを含む)	平日：1時間30分以内 土・日曜日、祝日、長期休業日に必要な場合：長くとも2時間程度	
練習試合、大会(コンクール)等への参加	練習試合、大会参加は合わせて月2回以内	大会（コンクール）、地域行事等への参加は合わせて月2回以内

【資料2】中学校部活動の練習日、練習時間、練習試合、大会（コンクール）等の範囲と回数

	運動部活動	文化部活動
練習日	週5日以内	
休養日	週2日以上	
練習時間	平日：原則として2時間以内 土・日曜日、祝日、長期休業日：原則として3時間以内	
練習試合、大会(コンクール)等への参加	練習試合、大会参加は合わせて月3回以内	大会（コンクール）、地域行事等への参加は合わせて月3回以内

## 【別紙】

### 熊本市立小・中学校「合同運動部活動」実施要項

#### 1 目的

熊本市立小・中学校における運動部活動の活性化を図るため、近隣校間で連携し、部活動を合同で維持していくための方法として「合同運動部」を実施する。このことにより、部員不足のため部が成立しなかったり、休部や廃部等に追い込まれたりするのを防ぐとともに、児童生徒のスポーツに対する多様な興味・関心にこたえ、部活動に対する活動意欲を高めていくことを目的とする。

#### 2 実施要件

- (1) 原則として、合同運動部の実施は、2校間であること。
- (2) 原則として、希望する学校に、それぞれ部が設置されていること。
- (3) 部員不足のために、正規のチームが組めないことや一校だけでは十分な活動ができない等の理由があること。(一方の学校がこの条件でも可)
- (4) 児童生徒、保護者、校長が、合同運動部の実施を希望していること。
- (5) 短時間(徒歩30分程度)で学校間の移動が可能な近隣校同士であること。ただし、安全に移動できるよう十分検討し配慮すること。
- (6) 競技力が高い者のみを集め、強力チームを編成することを目的とするものではないこと。
- (7) 最寄りの学校ではなく、校区をまたいだ合同運動部は認められない。

#### 3 実施届

当該児童生徒及び運動部が上記の目的及び要件に該当し、合同運動部を希望する場合の手続きについては、以下のとおりとする。

- (1) 校長が、児童生徒及び運動部が合同運動部を希望する場合、その要件に該当するかどうか確認する。
- (2) 合同運動部を実施する双方の校長が調整し、承認する。

- (3) 校長は、「合同運動部実施届」(様式1)を教育委員会に提出する。

#### 4 実施上の留意事項

- (1) 教育計画への配慮

実施校の校長は、両校の教育計画に支障をきたさないよう配慮する。

- (2) 練習計画等の作成

実施校は、練習計画を作成し、児童生徒が在籍する双方の校長の承認を得る。  
当該計画を変更する必要がある場合は、その都度、実施校双方で調整を図り、校長の承認を得たうえで変更する。

- (3) 参加児童生徒の活動等

①参加する児童生徒は、自校及び相手校の部活動運営方針に従って活動する。

②実施校の部長(または連絡責任者)は、相互に緊密に連絡を取り合い、十分な連携を図る。

#### 5 大会参加

- (1) 学校教育活動の大会(小・中学校体育連盟が主催または共催する大会)

小・中学校体育連盟の大会参加基準による。

- (2) 学校教育活動外の大会(中学校のみ)

それぞれの大会要項等による。

#### 6 事故等への対応

合同運動部の実施に伴う事故等については、次により行う。

- (1) 移動中の事故については、当該児童生徒の所属校が事故への対応を行う。

- (2) 活動中の事故については、双方の実施校が協力して事故への対応を行う。

- (3) 児童生徒の上記事故に係る事故報告については、当該児童生徒の所属校が作成し、教育委員会に提出する。なお、「事故報告書」の作成に際しては、双方の実施校が協力してこれを行う。

- (4) 日本スポーツ振興センター災害共済給付手続きは、当該児童生徒の所属校が行う。

附 則 この実施要項は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 平成21年4月1日一部改正。

(様式1)

令和 年 月 日

健康教育課長 様

(A校) 熊本市立 学校  
校 長 印

(B校) 熊本市立 学校  
校 長 印

## 合 同 運 動 部 実 施 届

下記のとおり実施しますので、お届けします。

### 記

1 部 名 \_\_\_\_\_ 部

2 部 長 名 (A校) \_\_\_\_\_  
(連絡責任者)

(B校) \_\_\_\_\_

3 部 員 数

校名	(A校) 学校		(B校) 学校		合 計
	男 子	女 子	男 子	女 子	
年					
年					
年					
合計					

(参考例)

## 練習計画

1 部名 \_\_\_\_\_ 部

2 学校名

(A校) 熊本市立 \_\_\_\_\_ 学校  
校長名 ( \_\_\_\_\_ )、部長名 ( \_\_\_\_\_ )

(B校) 熊本市立 \_\_\_\_\_ 学校  
校長名 ( \_\_\_\_\_ )、部長名 ( \_\_\_\_\_ )

3 活動計画 ( \_\_\_\_\_ 月)

活動日	活動予定時間	合同の有無	活動日	活動予定時間	合同の有無
(例) 1日 (金)	16:30 ~18:30	× (自校で練習)	17日( )	: ~ :	
(例) 2日 (土)	10:00 ~13:00	○ (B校で練習)	18日( )	: ~ :	
3日( )	: ~ :		19日( )	: ~ :	
4日( )	: ~ :		20日( )	: ~ :	
5日( )	: ~ :		21日( )	: ~ :	
6日( )	: ~ :		22日( )	: ~ :	
7日( )	: ~ :		23日( )	: ~ :	
8日( )	: ~ :		24日( )	: ~ :	
9日( )	: ~ :		25日( )	: ~ :	
10日( )	: ~ :		26日( )	: ~ :	
11日( )	: ~ :		27日( )	: ~ :	
12日( )	: ~ :		28日( )	: ~ :	
13日( )	: ~ :		29日( )	: ~ :	
14日( )	: ~ :		30日( )	: ~ :	
15日( )	: ~ :		30日( )	: ~ :	
16日( )	: ~ :		31日( )	: ~ :	